

新 旧 対 照 表（建築基準法施行細則 付 35～）

改 正 前		
(特定建築物の定期報告)		
第 8 条 省令第 5 条第 1 項の規定により知事が定める時期は、次の表の左欄に掲げる用途等による特定建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。		
用途等による特定建築物の区分	時期	
公会堂又は集会場の用途に供する特定建築物	令和 2 年及び同年から起算して 2 年ごとの年の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで	
病院又は診療所の用途に供する特定建築物		
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもので、かつ、階数が 2 以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満で、かつ、3 階以上の階をその用途に供するものに限る。)		
百貨店、マーケット、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特定建築物	令和元年及び同年から起算して 2 年ごとの年の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで	
学校の用途に供する特定建築物		
劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する特定建築物		
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもので、かつ、階数が 2 以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満で、かつ、3 階以上の階をその用途に供するものを除く。)		
共同住宅、寄宿舎又は政令第 115 条の 3 第 1 号の児童福祉施設等の用途に供する特定建築物		
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する特定建築物		
展示場又は待合の用途に供する特定建築物		
事務所その他これに類する用途に供する特定建築物		
2 法第 12 条第 1 項の調査は、報告の日前 3 月以内に行わなければならない。		
3 省令第 5 条第 3 項の報告書及び調査結果表の提出部数は正副各 1 通とし、同項の定期調査報告概要書の提出部数は 1 通とする。		
4 省令第 6 条の 3 第 5 項第 2 号に規定する同条第 2 項第 7 号の書類の保存期間は、3 年とする。		

改 正 後		
(特定建築物の定期報告)		
第 8 条 省令第 5 条第 1 項の規定により知事が定める時期は、次の表の左欄に掲げる用途等による特定建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。		
用途等による特定建築物の区分	時期	
公会堂又は集会場の用途に供する特定建築物	令和 2 年及び同年から起算して 2 年ごとの年の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで	
病院又は診療所の用途に供する特定建築物		
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもので、かつ、階数が 2 以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満で、かつ、3 階以上の階をその用途に供するものに限る。)		
百貨店、マーケット、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特定建築物	令和元年及び同年から起算して 2 年ごとの年の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで	
学校の用途に供する特定建築物		
劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する特定建築物		
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもので、かつ、階数が 2 以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満で、かつ、3 階以上の階をその用途に供するものを除く。)		
共同住宅、寄宿舎又は政令第 115 条の 3 第 1 号の児童福祉施設等の用途に供する特定建築物		
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する特定建築物		
展示場又は待合の用途に供する特定建築物		
事務所その他これに類する用途に供する特定建築物		
2 法第 12 条第 1 項の調査は、報告の日前 3 月以内に行わなければならない。		
3 省令第 5 条第 3 項の報告書及び調査結果表の提出部数は正副各 1 通とし、同項の定期調査報告概要書の提出部数は 1 通とする。		
4 省令第 6 条の 3 第 5 項第 2 号に規定する同条第 2 項第 7 号の書類の保存期間は、3 年とする。		
5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により付加する調査項目等（法第 12 条第 1 項に規定する調査に係るものに限る。）は、次の表の調査項目の欄に掲げる調査項目に応じ、同表調査方法の欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表判定基準の欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。		

新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

	調査項目	調査方法	判定基準
(1)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)	常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)	常閉防火扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（政令第112条第19項第2号に掲げる特定防火設備又は防火設備に係るものに限る。）に支障があること。
(4)	常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した調査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

新 旧

改 正 前
(定期報告を要する特定建築設備等の指定) 第9条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) 小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50センチメートル以上高いものに限る。） (2) 第7条各号及び政令第16条第1項各号に掲げる特定建築物（以下これらを「報告対象建築物」という。）に設ける換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた換気設備並びに法第35条の規定により設けた排煙機を使用する排煙設備及び非常用の照明装置に限る。） (3) 第7条各号に掲げる特定建築物に設ける<u>政令第16条第3項第2号の防火設備</u>

対 照 表

改 正 後
(定期報告を要する特定建築設備等の指定) 第9条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) 小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50センチメートル以上高いものに限る。） (2) 第7条各号及び政令第16条第1項各号に掲げる特定建築物（以下これらを「報告対象建築物」という。）に設ける換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた換気設備並びに法第35条の規定により設けた排煙機を使用する排煙設備及び非常用の照明装置に限る。） (3) 第7条各号に掲げる特定建築物に設ける<u>随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）</u>